

# 第二回教化化学研究集会発表要旨

## 社会教化の事例と方策

— 教誨布教の体験から —

渡 辺 靈 法

(福岡県日通寺住職)

与えられたテーマは「社会教化の事例と方策」であり、特に教誨布教の体験からということである。教誨師としての仕事は十六年になる。私の所属している刑務所(今日では施設と呼ぶ)は、拘留所・特殊刑務所(医療施設)・普通刑務所の三つである。教誨師になりたての頃は、非常に簡単なものと思ったが、今日ではたいへんなものだと分ってきた。

日蓮宗の教誨師の選任は、普通と事情が変わるところがある。他の宗団では、本山からの推薦をいただいで、管区の施設長の承認を得てのちに任命される。私の場合

は、中村正彦師に推薦されてなった。宗務院や事務機関からの系統というものがない。

所属している施設を訪ねて、収容者(囚人という言葉は今日では使わない)に宗教を基盤とした精神指導を行うところの民間宗教家が教誨師である。

教誨師の活動する施設は、いろいろ異っている。宗教活動を諸手をあげて歓迎しているわけではない。施設自身で、教育指導、職業指導あるいは教化活動をしている。われわれが携わるのは教化指導の部分である。矯正教育施設と呼ばれている。

施設には、拘留所、女子だけを収容する刑務所、死刑囚だけ、暴力団関係の者が半分以上収容されている等の差があり、それぞれの施設に方針があり、一概に説明するのはむずかしい。したがって教誨活動は施設の内容を知った上で行うことが大切である。

教化活動の中に心理療法がある。カウンセリング、内観法を行い、収容者の精神療法を行う。宗教活動以外の部分でこれを行うことがある。

収容者が教誨を受ける場合に三通りある。

(一) 収容中に懲罰にかかると、独房に収容される。独房に入ると、教誨師の手に負えず、施設の方針に従う。収容者は、信仰する経典を声を出して読めないのので、一人で読誦する。

(二) 集団的に教誨を受ける。各々の教誨師は、毎月定められた日に教誨に訪れる。国家・施設が直接に宗教活動に関与できないので、施設内にスケジュールが張り出され、収容者がこれを見て自発的に教誨に参加する。教誨を受ける人数は、毎月五十人から七十人位である。

(三) 個別教誨。独房以外の者に教誨を受けさせる指示は、施設ではできない。個人で教誨を受けるには、教育課・指導課を通して申請をする。願請(請願)と呼ぶ。個別教誨を受ける者が複数となると、施設にとつて困る場合がある。暴力団員同士が、個人教誨の場所をお互いの連絡に利用することがあるので、願請(請願)が出さ

れたときに、検討して話をさせないために分離をはかっている。

次に事例報告をする。

一昨年、収容者にお盆の供養をするためにかけた折に、三人からお盆の供養を受けたい旨の願請(請願)が出ていた。教誨をする時間には制約があり、午後五時半から一時間である。その中で毎月一回の教誨と、個別教誨を三人に受けさせるには、時間が不足していた。供養を受けたいという内容は、母親が死亡したという通知を受けたので、供養をしてもらいたいというものであった。この人は八年の刑であったが、収容中の事故もなく、成績もよく、たくさんの年功章をつけている。以上の教誨を一括して済ませたが、一時間の中で機械的に教誨を仕組んだ施設の仕方に、何か割りきれないものがあると感じた。教誨室には阿弥陀様が祀っており、チグハグである。施設に、日蓮宗の教誨の時には、お曼荼羅をかけることを申し入れているが、いまだに返事がないままである。

次に施設の数と種類について述べる。

施設は全国に七十六カ所ある。本施設が六十七カ所、支所が九カ所である。各都道府県に一つはある。

七十六施設の一日の入所者数は、およそ四万二千人前後の人が収容されている。収容施設は、町の中にとり込まれた立地となる場合が多い。高い塀と職員によって守られているので、付近の住民はさほどのこわさは感じていない。テレビで全国放送されたりして、一般の施設に對する関心度は高い。

管区は、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の各矯正管区がある。それぞれの管区には、少年院・少女院・少年鑑別所・普通刑務所（男ないし女）・医療刑務所・拘置所等がある。

収容者の収容分類は、施設によって特色がある。初犯を主に収容しているA級は、もっている性格が正常で、改善がおおむね容易である者を収容する。累犯を主に収容しているB級は、性質としては準正常であるが、改善が困難な者を収容している。

国籍・刑名・年令・刑期による分類は、W級―女子専用、F級―外国人専用、I級―禁固受刑者専用、G級―少

年受刑者専用、L級―執行刑期八年以上の受刑者専用、Y級―二十六歳未満の青年受刑者専用、M級―精神障害者専用、P級―身体上の疾患障害のある者専用（医療刑務所）である。

矯正管区は、法務大臣のもとで法務省矯正局の所管事務を分掌し、管轄区域内の刑務所、矯正施設長を指揮監督して、施設の適切なる運営管理をはかるために設けられたところの法務省の地方支局である。

教誨師の数については、最近多少増えている。

	仏教系	キリスト教系	神道系	諸教	合計
五十二年	九三一名	二三四名	一七四名	一一九名	一四五八名
五十六年	九九五名	二四四名	一八〇名	一二五名	一五四九名

九州矯正管区の教誨師について報告する。福岡県の管区は福岡と北九州に分れている。教誨師の数は、北九州が三十名、福岡五十一名。他県では、長崎二十四名、佐世保十六名、大分二十七名、熊本二十三名、鹿児島十七名、宮崎二十四名、沖縄十八名、佐賀十八名である。

各矯正管区における日蓮宗教師の数は、東京二十二

名、大阪十一名、名古屋十四名、広島十二名、福岡十四

名、仙台十六名、高松五名である。

教誨師の仕事はやりがいのある仕事である。若い人に進出してもらいたい。地方においても日蓮宗教師の数が少ない。

宗教に対する收容者の意識調査は、施設によって差があるが、関心度は低い。

刑事施設法案については、一九五五年に開かれた、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議で、被拘禁者処遇最低基準が万場一致で可決された。日本の監獄法が制定されて約百年になるが、日本国内の考え方だけではすまされなくなってきたており、監獄法を見直さなければならぬ時代にきている。第九十六通常国会で、刑事施設法案が出されている。内容は、宗教教誨という面でも非常に変わって来つつある。最近の日蓮宗新聞にも、社説として教誨活動がとりあげられている。私は現場の教誨師として、なおざりにできない問題として受けとめている。

参考文献 『刑務所・その知られざる世界』 有斐

## 閣発行

◎質問 教誨活動の中で感動したことは？

答え 一度の教誨で胸襟を開いてくれることは少ない。何度も会う必要がある。その接触の範囲内で、再び犯罪を犯さないと固く誓っても再入所してくる者も多い。そういう中で完全に更生した者が三人いる。教誨を受け舎房から帰る人たちに、一人一人手を握ってがんばってほしいと声をかけ、手のぬくみをさしあげたい。

◎質問 大阪の刑務所の図書室には、キリスト教・浄土教の宗教書はあるが、法華経の仏教書がなかった。善処を宗務院に願います。九州ではどうか。

答え どの施設にも、図書室が完備され、法律が緩みとされ劇画もある。仏教書を読む收容者が少ない。宗務院に願って、日蓮宗新聞、身延から「みのぶ」を施設に提供している。